

寄附は

NO

有権者は
求めない
!

政治家は
贈らない
!

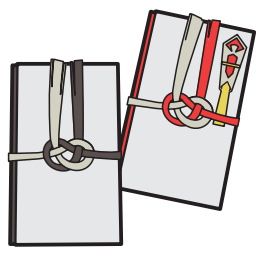


選挙の
めいすいくん

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典

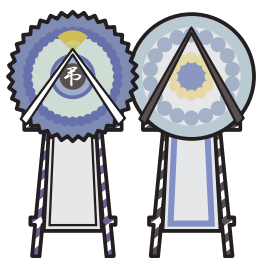
これらの
行為は
全て
禁止です
!



落成式・
開店祝いの花輪



病気見舞い



葬式の花輪・供花



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



町会の集会や
旅行等の催し物への
寸志や飲食物の
差し入れ



入学祝い・卒業祝い



お祭りへの
寄附や差し入れ

<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

東京都選挙管理委員会・埼玉県選挙管理委員会・千葉県選挙管理委員会・神奈川県選挙管理委員会・さいたま市選挙管理委員会・
横浜市選挙管理委員会・川崎市選挙管理委員会・東京都明い選挙推進協議会・区市町村選挙管理委員会・区市町村明い選挙推進協議会
平成 25 年 6 月発行